

令和6年度 軽自動車税(種別割)のしおり

1. 軽自動車税(種別割)の納税義務者について

軽自動車税(種別割)は、4月1日時点の所有者等(ローン購入の場合は使用者)に課税されます。
※年度途中(4月2日以降)に所有権移転や廃車をされた場合であっても月割り計算はありません。

Q すでに車両を持っていなくても課税されますか。

A 車両をすでに処分された場合や、手続を代理人にご依頼された場合も、処分日・依頼日ではなく、各手続場所での手続完了日が廃車日となります。各種手續がなされるまでは課税が続きますので、未手續の場合は早急にお手続きください。代理人にご依頼された場合は、その方に手續状況の確認をお願いいたします。

Q 廃車や登録内容の変更を4月1日までに行ったのに、納付書が届きました。

A 吹田市ナンバーが付いていた車両に関しては、市民税課にお問合せください。
125cc超の二輪車及び軽三輪・軽四輪は、税の申告書等が市に到着していない可能性があります。「軽自動車税申告書の本人控」「新旧車検証」「車検証返納書」のいずれかを郵送、またはFAX(06-6368-7344)にてお送りください。

2. 軽自動車税(種別割)の税額について

Q 昨年度より税額が上がったのはなぜですか。

A 税額の変更は、グリーン化を進める観点から「重課税率の適用となった」または「軽課税率の適用外となった」ことが考えられます。重課税率は軽三輪・軽四輪の初度検査年月から13年が経過すると適用され、次年度以降も続きます。軽課税率は初度検査年月の翌年度のみの適用です。詳細は以下の表でご確認下さい。

■ 原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車

原動機付自転車		第二種(乙)	第二種(甲)	ミニカー	特定原付	軽二輪車	小型自動二輪車	小型特殊自動車
第一種	50cc以下	90cc以下	125cc以下	50cc以下	0.6kW以下	250cc以下	250cc超	農耕用
	2,000円	2,000円	2,400円	3,700円	2,000円	3,600円	6,000円	2,400円

■ 三輪以上の軽自動車(総排気量660cc以下)

種別と税額	① 初度検査年月が 平成27年3月31日 までの車両	② 初度検査年月が 平成27年4月1日 以降の車両	重課税率 初度検査年月 より13年経過 した車両	軽課税率		
				初度検査年月が令和5年4月～令和6年3月の車両で下記 対象基準のいずれかに適合するもの(軽課の適用は1回のみ。 次年度からは左記②の税額です。)		
三輪	3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円*	3,000円*
四輪 乗用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	適用なし	適用なし
	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円
貨物	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	適用なし	適用なし
	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円	適用なし	適用なし

- 初度検査年月は、その車両が初めてナンバーの交付を受けた年月をいいます。現在の所有者の方がナンバーの交付を受けた年月ではありません。初度検査年月は、「自動車検査証」に記載されております。
- 重課税率は、初度検査年月から13年を経過した翌年度から適用される税額です。ただし、電気、天然ガス、メタノール、ガソリンハイブリッド、被けん引車の5種類は重課対象外です。これらの車両は初度検査年月から13年を経過した場合でも①または②の税額が適用されます。
- 軽課税率は、グリーン化特例(軽課)により、一定の環境性能を有する軽四輪等について、性能に応じて税率を軽減した場合の税額です。(適用は初年度の1回限り)
軽課税率の対象基準は以下の通りです。いずれにも該当しない場合は軽課の対象外です。
※軽三輪の軽課税率B・Cの適用は、乗用営業用に限ります。

A	電気軽自動車 天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量を低減するもの又は平成30年排出ガス規制に適合するもの)
B	平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量を低減するもの又は、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量を低減するもののうち、令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成の営業用の乗用車
C	平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量を低減するもの又は、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量を低減するもののうち、令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成の営業用の乗用車

3. 繙続検査(車検)を受ける方へ

軽JNKSの開始により、軽三輪・軽四輪の継続検査(車検)時の納税証明書の提示が原則不要となりました。令和6年度より、当初の納期限(5月末日)に口座振替で納付された方への納税証明書の送付は「小型自動二輪車のみ」に変更します。

軽JNKS(軽自動車税納付確認システム)とは

継続検査(車検)を行う軽自動車検査協会が、軽自動車税の納付状況を確認できるシステムです。これにより、継続検査(車検)時の「継続検査(車検)用納税証明書」の提示が原則不要となりました。
ただし、引続き「継続検査(車検)用納税証明書」が必要となる場合があります。

● 小型自動二輪車である場合

● 対象車両に過去の未納がある場合(前所有者の未納を含む)

● 直近に納付を行い、軽JNKSに反映できていない場合

※口座振替の場合、振替日の翌日から7開庁日後に反映されます。

● 名義変更、番号変更、定置場変更を行って間もない場合

● 減免申請や減免決定から間もない場合

軽JNKSの詳細については、地方税共同機構ホームページをご覧ください。



地方税共同機構ホームページ

継続検査(車検)用納税証明書の送付について

- 当初の納期限までに口座振替で納付し、かつ本年度までの該当車両の軽自動車税(種別割)を完納されている方に限り、小型自動二輪車にのみ6月中旬に継続検査(車検)用納税証明書を送付いたします。

軽JNKSの開始により、軽三輪・軽四輪には送付を行いませんのでご注意ください。

継続検査(車検)用納税証明書が必要な方へ

車検日が迫っている等、すぐに継続検査(車検)用納税証明書が必要な場合は、6月1日以降に記帳した通帳を吹田市役所(市民税課)または出張所(千里、山田、千里丘)にお持ちのうえ、窓口で継続検査(車検)用納税証明書の発行申請を行ってください。

郵送申請・電子申請でもご申請いただけます。必要書類がございますため、右のQRコードから市ホームページにて詳細をご確認ください。



郵送申請・電子申請

軽自動車税(種別割)に関するお問合せ窓口

課税内容・納税証明書に関するお問合せ

市民税課 ☎06-6384-1244 (吹田市役所 201番窓口)

納税相談に関するお問合せ

納税課 ☎06-6384-1311 (吹田市役所 203番窓口)

口座振替・自動払込に関するお問合せ

納税課 ☎06-6384-1283 (吹田市役所 203番窓口)

4. 登録内容の変更(お引越し・他人への譲渡等)がある方へ

登録内容に変更があるときの手続場所は、車種により異なります。下記窓口で手続きをお願いします。

車種	手続場所
● 125cc以下のバイク	吹田市役所 2階 201 番窓口 (市民税課) ☎ 06-6384-1244 (直通)
● ミニカー/小型特殊自動車	
● 軽二輪車	近畿運輸局 大阪運輸支局 ☎ 050-5540-2058
● 小型自動二輪車 (125cc超のバイク)	
● 軽四輪	軽自動車検査協会 高槻支所 ☎ 050-3816-1841
● 軽三輪	



市ホームページ

※手続に必要な書類等については各手続担当までお問合せください。

5. 吹田市ナンバー車両(原付・ミニカー・小型特殊自動車)の手続について

吹田市のナンバーがついた車両 (125cc 以下のバイク、ミニカー、小型特殊自動車) の登録内容に変更があるときは、速やかに市へ届出をしてください。

パターン	届出理由	手續に必要なもの
ア	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄処分 ● 譲渡 (吹田市→吹田市) (譲渡する前に廃車する場合) ● 譲渡 (吹田市→吹田市以外) ● 転出 (引越や定置場の変更) 	<p>① ナンバープレート ② 吹田市発行の標識交付証明書又は申告済証 (廃棄処分の場合は省略可) ③ 窓口に来られる方の本人確認書類</p> <p>※市外の方に譲渡するときや転出するときは、新しい登録先(市区町村)にて一括で手続ができる場合があります。 詳しくは、新しい登録先の市区町村までお問合せください。</p>
イ	<ul style="list-style-type: none"> ● 譲渡 (吹田市→吹田市) (廃車と登録を一括で行う場合) 	<p>上記①～③と ④ 譲渡証明書 (旧所有者が署名したもの)</p> <p>※新しい所有者が吹田市民以外の時は、住所地が分かるもの(免許証等)と定置場登録のために必要となる吹田市の居所がわかるもの(居所宛に郵送された郵便物等)が必要となります。</p>
ウ	<ul style="list-style-type: none"> ● 車両盗難 ● 車両不存在 	<p>上記①～③ (①や②はなくても手続可能)</p> <p>※盗難届を提出されている場合は、届出番号(受理番号)、届出した警察署や交番、届出日を確認させていただきます。</p>

廃車の手続は郵送でも可能です。廃車申告書を記入し、上記①と②、届出者の本人確認書類のコピー、返信用封筒(切手を貼り、返送先住所を書いたもの)と併せて郵送してください。

廃車申告書は市ホームページからダウンロードできます。

【送付先】〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所 市民税課 宛



郵送廃車
(市ホームページ)

Q 譲渡・転出するために廃車をしたいが、標識交付証明書(申告済証)がない。

A 車両確認のため、「車台番号の石刷り」をご準備ください。

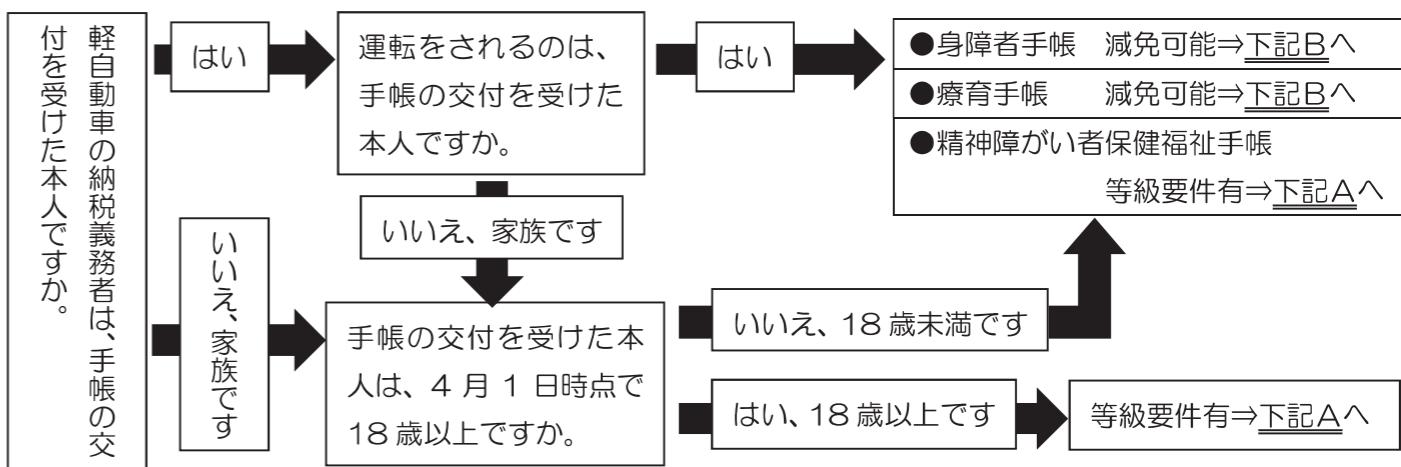
車台番号とは車両固有の番号となります。車体に刻印されているので、上から紙をあてて鉛筆で擦り、浮き出てきたものが「車台番号の石刷り」です。なお、車台番号は自賠責の保険証書に記載されています。刻印されている場所はメーカーと車両により異なります。石刷りが取りにくい場合は、本体に刻印されている車台番号を撮影していただき、写真を提示してください。

6. 障がい者等のための減免制度について

4月1日時点で障がい者手帳の交付を受けている場合、障がいの区分と程度により、軽自動車税(種別割)が減免となります。減免対象になるのは、営業用の軽自動車を除くすべての車両で1人1台となりますので、例えば普通自動車にて自動車税(種別割)の減免を受けている場合は、軽自動車税(種別割)の減免を受けることはできません。

減免は納税義務者からの申請が必要となります。なお、過去にさかのぼって申請することはできません。以下のフローチャートを参考に、要件を満たしているかご確認ください。

- 減免の判定については4月1日を基準とします。
- 以下のフローチャートで示す家族とは、障がい者手帳の交付を受けた方と生計を一にする者を指します。原則、同じ住所地に居住の方です。
- 障がい者手帳の交付を受けた方以外が運転者・納税義務者である場合は、専ら障がいのある方の通院・通学・通所等に使用している必要があります。



A 等級要件

●身障者手帳は下記の等級のみ対象です。
視覚障がい／乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(上肢機能・移動機能)
1～4 級
聴覚障がい
2～4 級
平衡機能障がい
3 級
上肢不自由／下肢不自由／体幹不自由
心臓機能障がい／腎臓機能障がい
1～3 級
呼吸器機能障がい
ぼうこう又は直腸の機能障がい
小腸機能障がい／肝臓機能障がい
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい
音声機能・言語機能又はそしゃく機能障がい
3～4 級

B 必要書類

1. 申請書…窓口にてお渡します。郵送申請をご希望の場合、お電話でご請求ください。
2. 身障者手帳／療育手帳／精神手帳
3. 運転者の免許証
4. 車検証(車検証がある車種のみ)
5. 自立支援医療受給者証(精神手帳の方のみ)
●吹田市役所 2階 201 番窓口市民税課にお持ちいただくか、郵送でお手続きください。
●郵送の際は必要書類のコピーを送付してください。
●別住所だが生計を一にされている方、戦傷病者手帳をお持ちの方、その他、ご不明な点がございましたらお問合せください。
【お問合せ先】 市民税課 ☎06-6384-1244

→ 要件に合致する場合は減免の対象となります。Bの書類をご準備の上、申請してください。